

第 10 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 9 月 17 日(木) 午後 1 時 30 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 34 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 35 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 36 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

4 出席委員

農業委員 9 名

1 番	水野	勝栄	2 番	江尻	茂雄	3 番	円谷	卓彦
4 番	瀧口	弘昭	5 番	野崎	重紀	6 番	黒崎	佳奈
7 番	岩谷	金良	8 番	永沼	善恵	9 番	泉	利夫

農地利用最適化推進委員 11 名

12 番	相樂	秀一	13 番	添田	喜洋	14 番	根本	重泰
15 番	矢内	忠男	16 番	芳賀	泉	17 番	薄葉	茂雄
18 番	小松	克夫	19 番	有賀	忍	20 番	二瓶	美明
21 番	小松	三男	22 番	添田	文彦			

5 欠席委員

農業委員 0 名

農地利用最適化推進委員 1 名

1 1 番 佐藤 正男

6 出席した事務局職員

農地管理係長 矢吹 進

書記 矢内 翔太

議長 本日の農業委員の出席は9名です。
定足数に達しておりますので、只今より第10回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、5番 野崎重紀委員、6番 黒崎佳奈委員を指名いたします。

（1）議案第34号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。
議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局係長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号3につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました野崎重紀委員に報告を求めます。

野崎重紀委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告します。
令和8年8月21日午前10時より現地調査を行いました。
事務局の矢内主査、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の薄葉茂雄氏と私の4名で、字〇〇〇〇 番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の計3筆を調査しました。
場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かっていき、〇〇〇〇橋で〇〇〇〇を渡って、100mほど進み左折し、〇〇〇〇から100mほど先を右折、そこから200mほど進んだところに位置します。
当該地の所有者である譲渡人は自宅が遠方であることから耕作できず、隣地を耕作している譲受人へ贈与し、譲受人があわせて耕作します。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等
ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第3条第1項番号1について、
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました野崎重紀委員に
報告を求めます。

野崎重紀委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。
令和8年9月11日午前9時より、〇〇〇〇氏、矢吹係長、矢内主査、農地
利用最適化推進委員の薄葉茂雄氏と私の5名で、字〇〇〇〇番、地目 畑、
815㎡を調査しました。

申請地は、石川町役場より〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かい、約4km先
を右折し、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かって約3km直進した地点を
右折し、〇〇〇〇前に位置します。

譲渡人は、申請地を長年草刈り等により維持管理してきましたが、高齢等
の理由により土地の管理に苦慮していました。

また、譲受人は、茨城県内において土地利用型の大規模野菜生産に取り組ん
でおり、さらに事業エリアの拡大を図るため条件の良い農地を求めている
ところ、譲渡人と条件面で合意したため今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほど
よろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等
ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第3条第1項番号2について、

承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました円谷卓彦委員に報告を求めます。

円谷卓彦委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。
令和8年8月24日午前10時より、譲渡人の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏の代理人の〇〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇〇の現地管理人の〇〇〇〇氏、矢吹係長、農地利用最適化推進委員の相樂秀一氏と私の6名で現地調査をしました。

申請地は、石川町役場より〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かい、約3km先を右折し130m先のT字路を右折し、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かって約750m直進した地点を左折し、その先約400mに位置します

字〇〇〇〇番 地目 畑 7, 653㎡

字〇〇〇〇番 地目 畑 1, 018㎡

字〇〇〇〇番 地目 畑 2, 160㎡

字〇〇〇〇番 地目 畑 640㎡ です。

譲渡人の〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏は、申請地が母畑開発パイロット事業の受益地であることから長年野菜等を耕作してきましたが、高齢等の理由により土地の管理に苦慮していました。

また、〇〇〇〇は、茨城県内において土地利用型の大規模野菜生産に取り組んでおり、道の駅等において販売している農業法人であるが、さらに事業エリアの拡大を図るため農業用水等が備えられた優良農地を求めていたところ、譲渡人と条件面で合意したため今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第34号農地法第3条第1項番号3について、

承認するものと決定いたします。

(2) 議案第35号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議長 次に、議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局係長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、第2種農地であります。

議長 農地法第4条第1項番号1を調査されました瀧口弘昭委員に報告を求めます。

瀧口弘昭委員 農地法第4条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

令和8年9月11日午前10時15分より、〇〇〇〇氏、矢吹係長、矢内主査、農地利用最適化推進委員の芳賀泉氏、二瓶美明氏と私の6名で、

字〇〇〇〇番、地目 畑、187㎡

字〇〇〇〇番、地目 畑、252㎡ を調査しました。

申請地は、石川町役場より、〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かい、600m先を左折し、その先〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇前を右折し、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かって約4.3km先に位置します。

転用の目的は、倉庫敷地及び通路用地であります。隣地に宅地があり併用して利用する予定であります。また、申請地の周囲は、宅地と道路に囲まれており、周辺農地の蚕食、分断、日照等の支障を生じる恐れはなく、雨水は既存側溝に流します。

なお、本来であれば許可後の事業開始となりますが、失念によりすでに事業完了している状況ですが、顛末書も提出され反省し法令厳守の旨が記載されています。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号1について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第 3 5 号農地法第 4 条第 1 項番号 1 について、
承認するものと決定いたします。

（3）議案第 3 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第 3 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局係長 （朗読説明）

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号 1、2 とともに第 2 種農地であります。

議 長 農地法第 5 条第 1 項番号 1 を調査されました野崎重紀委員に報告を求めます。

野崎重紀委員 農地法第 5 条第 1 項番号 1 を調査した結果を報告いたします。

令和 8 年 9 月 1 1 日午前 9 時 1 5 分より、〇〇〇〇氏、矢吹係長、矢内主査、農地利用最適化推進委員の薄葉茂雄氏と私の 5 名で、
字〇〇〇〇番、地目 畑、5 2 6 m²を調査しました。

申請地は、石川町役場より〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かい、約 4 k m 先を右折し、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かって約 3 k m 直進した地点を右折し、〇〇〇〇手前に位置します。

転用の目的は、職員の駐車場及び資材置場ではありますが、隣地に事務所を設置し併用して利用する予定であります。また、申請地の周囲は、宅地と道路に囲まれており、周辺農地の蚕食、分断、日照等の支障を生じる恐れはなく、雨水は既存側溝に流します。

なお、既存の物置について、本来であれば許可後の建築となりますが、失念により既に建築完了している状況ですが、顛末書も提出され反省し法令厳守の旨が記載されています。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほど

よろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1について、何かご意見等
ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第36号農地法第5条第1項番号1について、
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました野崎重紀委員に
報告を求めます。

野崎重紀委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。
令和8年9月11日午前9時30分より、〇〇〇〇氏、矢吹係長、矢内主
査、農地利用最適化推進委員の薄葉茂雄氏と私の5名で、

字〇〇〇〇番、地目 畑、1, 538㎡

字〇〇〇〇番、地目 田、379㎡を調査しました。

申請地は、石川町役場より〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かい、約4.5km
直進した地点を右折し、〇〇〇〇橋を渡った先を左折し、〇〇〇〇沿いに
約600m進んだ先に位置します。

転用の目的は太陽光発電設備の設置であります。敷地内に透水性の高い
防草シートを貼ることにより土砂の流出を防ぐとともに雨水は既存側溝に
流し、南側の水田とは道路で分断され、周辺農地の蚕食、分断、日照等の支
障を生じる恐れはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほど
よろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2について、何かご意見等
ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第 3 6 号農地法第 5 条第 1 項番号 2 について、承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後 2 時 0 5 分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

石川町農業委員長

議事録署名人

3 番

4 番
